

院御所の殿舎規模に関する基礎的研究  
—白河上皇御所六条殿と鳥羽南殿の  
寝殿を例として—

A study on the scale of the buildings  
in Ex-Emperor's palace  
—Using the example of Ex-Emperor  
Shirakawa's palace Rokujou-dono  
and Toba-minami-dono—

はじめに

1. 白河上皇の六条殿
2. 鳥羽南殿
3. 考察

註記

溝口正人

## はじめに

遺構が存在しない平安時代から鎌倉時代にかけての院政期貴族住宅において、その時代の具体的なイメージを与えてくれる様々な貴族住宅の平面の復原は、住宅史の成果として重要な部分を占めると言え、既に多くの先行研究がある<sup>1)</sup>。しかしながら史料制によるため、その平面や殿舎構成についてはほとんどが文献史料に拠るしかない。文献史料は、儀式を中心とする様々な場の設定のされ方、使われ方を通して、建築平面の構成について言及する。その様な文献史料に記された柱間寸法は、具体的な平面規模を復原する上で基本となるものであると言える。しかしながら実態は、わずかな例において部分的な記述が知られるのみである。

一方、近年の発掘で明らかになりつつある考古学的史料は<sup>2)</sup>、建築規模についての具体的な資料となりうるが、それらの建物の性格や平面構成の成立した背景、意図についての確定が困難であるという限界がある。その点では文献史料とは対極的な性格を持つと言えるだろう。

本研究で取り上げる院政期貴族住宅の具体的な柱間寸法に関する研究として、太田博太郎氏<sup>3)</sup>、太田静六氏<sup>4)</sup>の研究が挙げられる。これらの研究は、寝殿造の変遷期あるいは衰退期として院政期をとらえ、その観点からこの時期に住宅の殿舎規模、柱間寸法は縮小に向かったとす

る。ただし取り上げられた事例について、その柱間寸法の意味、なぜ史料に記されなければならなかったかと言った背景についてまでは考察されていない。

しかしながら、そのような記述の背景は、その時代あるいはその場面における柱間寸法、あるいはそれを通じて展開される殿舎規模についての当時の貴族の問題意識を反映するものであり、柱間寸法についての考察は、何が求められ、何が省略されていったのかと言った当時の住宅建築の指向性、住空間の構成理念を明らかにする上でも重要な問題であると言える。又、院政期以前の貴族住宅について、具体的な柱間寸法を伴った殿舎規模が明らかではない現状では、それに続く時代となる院政期の実態の把握は、先行する摂関期貴族住宅の規模を考える上での手掛かりともなる。それは院政期貴族住宅を、いわゆる寝殿造の衰退期とする従来の住宅史観の再検討にも繋がる問題であると言える。

本研究は、そのような認識に立ち、今一度様々な用例に記された柱間寸法を再検討し、柱間寸法から見た院政期貴族住宅の殿舎規模と、その構成概念について考察することを意図している。以下においてその取り掛かりとして、院政期の始まりである白河院の御所である西六条殿と鳥羽南殿を取り上げる。

## 1. 白河上皇の六条殿

### 1-1. 六条殿の沿革と柱間寸法の記事

本稿で取り上げる六条殿は、小六条殿あるいは西六条殿とも呼ばれるもので、既に太田静六氏、平山氏の研究がある<sup>5)</sup>。六条坊門小路南、室町小路東に位置し<sup>6)</sup>、寛治7年頃(1093)完成し、白河上皇、鳥羽天皇の御所として用いられた。太田氏により、この六条殿は、寝殿を中心に西面は西中門西廊とその南廊、東面は東泉上廊、東棧敷屋、東門、北には北対と北屋、北御門といった殿舎から構成されることが明かにされている。

太田氏、平山氏も言及されている様に、この六条殿の柱間寸法について、以下の3つの記事が知られる。

史料A：『中右記』康和5年(1103)10月20日条

史料B：『中右記』永久2年(1114)8月25日条

史料C：『中右記』永久2年(1114)11月21日条

このうち史料Aは、「此亭寝殿已八尺間也、不足爲南殿、不可有遷御由、民部卿儀定已了、參内奏民部卿被申旨[下線筆者、以下同じ]」と記されたものである。前年9月25日より大内裏に住んでいた堀河天皇の御所の候補となった六条殿の、里内裏としての適否についての記事で、六条殿寝殿の八尺間では南殿には不足であるとされ、結局六条殿は里内裏として用いられなかった<sup>7)</sup>。ただしこの記事のみからは、この8尺という数値が寝殿の梁行、桁行の、どの部分を示すかは明らかではない。

史料B、Cは、六条殿が永久2年8月8日より、鳥羽天皇の御所として用いられた際の記事である。同年8月3日に当時の里内裏であった大炊殿<sup>8)</sup>が焼失し、同日に行われた院御前定で、里内裏として土御門高倉殿が選ばれ、8日の行幸が決められた<sup>9)</sup>。ところが5日の院御前定

で暦道、陰陽道の意見を集めたところ、土御門高倉殿は差障りありとなり<sup>10)</sup>、6日の御前定では、六条殿がその候補となったものの、最終結論は上皇が自ら六条殿を検分して決める事となった<sup>11)</sup>。8日の上皇の検分を経て、同日に鳥羽天皇は遷幸、以後翌年8月25日の土御門殿遷幸まで、六条殿は里内裏とされたのである。

史料B、Cは以下のように記する。

史料B：『中右記』永久2年（1114）8月25日条

「次人々依仰向南殿、可被立御帳事被相議、此六条殿纔八尺五寸間也、被立御帳甚狭少也、節会之時甚見苦、雖然又何爲哉、…大藏卿申云、雖可遷御内府土御門亭、内々被行御卜、已不吉也、仍全無里亭皇居之故、相構立御帳、可被行節会歟」

史料C：『中右記』永久2年（1114）11月21日条

「節会也、…南殿南面東四間懸御簾、西三間并西庇立公郷大盤、凡六条殿纔八尺間、又母屋帳台狭少也、仍頗不便也、…予揖入自西軒廊二間、自南簀子敷進東着小忌座（在南庇、右大弁同着）次々人々皆相分着母屋座〔括弧内は割註を示す。以下同じ〕」

史料Bでは六条殿の寝殿が八尺五寸間とされ、Cでは八尺間とされている。同じ『中右記』での記述であるから、両者は異なった柱間寸法を示していると思えるのが妥当であろう。以下において前後の史料をもとに六条殿が里内裏となるに至った経緯を参照しながら、これらの記事について検討を加えたい。

## 1-2. 史料Cについて

里内裏とされるに当って、わざわざ上皇の实地検分を仰がなければならなかったのは、六条殿が狭少であったため、特に「皇居六条殿南殿并南庭甚狭少也。不能節会装束」<sup>12)</sup>と記述されたように、節会に支障をきたすという点が里内裏として用いられるに当っての最大の問題となった。そして史料B、Cに見られた柱間寸法の記載も、これに関する寝殿の規模に因るものである。

里内裏における豊明節会時の南殿の舗設は、『後二条師通記』寛治4年11月20日条に収められた指図により知られる〔図-1〕。当時堀河天皇の御所とされていた堀河殿のもので、図中の「爲里裏例」との書き込みに見られるように里内裏の例とされる。母屋中央に御帳が構えられ、母屋東二間と東庇にかけて大盤が三脚置かれて公卿座と

され、南庇には小忌座が舗設された。

一方六条殿では史料Cに見られるように、寝殿母屋西三間と西庇に大盤がおかれて公卿座とされ、堀河殿同様南庇に小忌座が舗設されている。堀河殿の寝殿とは舗設された母屋間数が異なり、また東西が逆転しているものの<sup>13)</sup>、それらの点を考慮に入れば六条殿における舗設も、この堀河殿の例を踏襲していると言える。

ところでこの節会に先立つ8月11日には、上皇の命により、節会の舗設が可能であるかの確認のために関白忠実、宗忠他が六条殿を検分した。『中右記』当日条には「参内、…見廻六条殿御所他、或立大盤、計見之處、纔八尺一脚、四尺二脚許可立歟（大藏卿申云、先例里亭之時立三脚有節会云々）」と記する。里内裏の節会での公卿座舗設とされる大盤三脚を、母屋と西庇に実際に並べて検分を行なったが、六条殿では大盤は八尺が一脚、四尺が二脚しか並ばなかったのである。この他に南庭が狭い事もあり、一旦御所とされた六条殿から、土御門殿や大内裏への再遷幸の可能性も探られた<sup>14)</sup>。

節会は結局六条殿で行われたが、節会当日は物忌で天皇の御帳への出御が無かったため、極めて狭い寝殿での舗設の便宜を優先して、使用されない御帳は立てられていない<sup>15)</sup>。これは天皇の御座となる母屋西半部四間には物忌により御簾が懸け下ろされ、使用されない御帳の撤去が、儀式舗設の対面上でも影響をもたらさなかった事

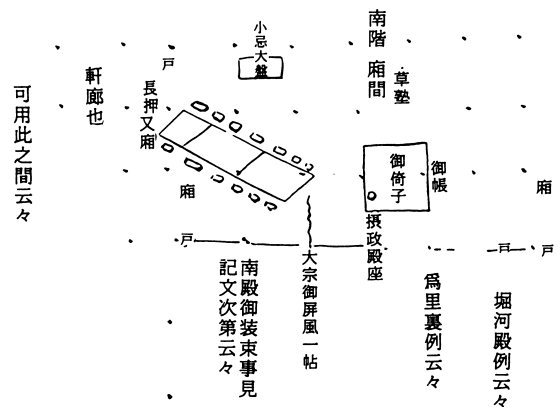


図-1 『後二条師通記』寛治4年11月20日条所収指図  
 下が北、御帳が舗設されたのが母屋中央間。下部「戸」の立てられた柱筋が母屋北面である。大盤は母屋東第一間から東庇にかけて斜めに書き込まれている。

により可能となった。しかし本来天皇の存在の象徴とも言うべき母屋御帳が撤去されるほど、母屋西三間と西庇を合わせた桁行寸法は狭かったのである。つまりこのような桁行寸法に関する議論の過程で大盤設置に関して「凡六条殿纔八尺間」と記された柱間寸法は、母屋桁行を示したものと見なされるだろう。

### 1-3. 史料Bについて

前出『後二条師通記』指図に見られたように、節会時の南殿舗設でもある御帳の設置も、里内裏とされるに当たって問題とされる点であった。『類從雜要抄』によれば、内裏の御帳の大きさは南殿で一丈、清涼殿の昼御座、夜大殿は九尺とされ、据え付けられる浜床はさらにこれらの寸法より大きくなる。そして里内裏でもこの御帳の大きさは準用されたようである<sup>16)</sup>。清涼殿の母屋御帳の前には獅子・狛犬が置かれ、三尺几帳も立てられ<sup>17)</sup>、また夜大殿周囲には灯籠や女房座の畳が置かれる<sup>18)</sup>。それら調度の設置のため、あるいは通路の確保のためのスペースがこれら御帳四周に必要となる。

六条殿寢殿では、Bの記事に見る様にわずか八尺五寸間であるために設置可能な御帳が小さくなり、節会に不適とされた。しかしながら他に適当な住宅がなかったために、Cの記事に「又母屋帳台狭少也、仍頗不便也」と記れるように、里内裏舗設として不可欠な御帳は、あえて狭少なものがたてられる事となったのである。

つまり母屋御帳設置に関して「纔八尺五寸間」と記された寸法は、母屋梁行柱間寸法を示したものと見なされ、母屋梁間寸法は、その2倍の1丈7尺となる。そしてこの寸法は、里内裏としては不十分だったのである。また前述したように、節会当日は桁行寸法の不足から、使用されない母屋御帳は立てられなかった。

なお御帳設置に関連して8月6日の院御前定では、上皇から夜大殿とするべき塗籠の広さへの疑義が出され、それに対する議論がなされた。『中右記』同日条には以下のように記する。

「又、仰云、夜大殿塗籠只一間也、不能立御帳、欲立広妻戸之處、依爲金神方、不能立広今一間、然者無夜大殿御帳渡御如何、人々被申、或暫無御帳、何事有哉、或不可然、本爲院御所、自院被広塗籠戸、不可有其憚歟、重仰云、院有御幸、先御覧之後、可被一定者」

塗籠は一間であり御帳が立てられないため、塗籠をあと一間広げたいが差障りがあり広げることができない、という六条殿の実態に即して、上皇の意見は夜大殿の御帳なしとするものであった。これに対しては、公卿の意見は是非が別れて決まらず、また一方で院御所として使用されていた六条殿の塗籠の戸を広げる事は、上皇に対して憚りありとする意見が出され、上皇の実地検分となったのである<sup>19)</sup>。

夜大殿としてあと一間広げようとした塗籠一間は、母屋桁行きを示すと見なされる。一間の塗籠に九尺御帳を据えるとすれば、必要な母屋桁行寸法はかなり大きくなる。前述のように母屋桁行が8尺では、到底無理となろう。この夜大殿御帳の一件がその後になつたかは明らかではないが、少なくとも六条殿寢殿の母屋には桁行一間の塗籠が存在した事が分かる。母屋西面は節会時に公卿座として用いられているから、それは母屋東端であったことになる。

### 1-4. 六条殿寢殿の規模

以上、『中右記』に記された柱間寸法について検討してきた。ここではその結果をもとに六条殿寢殿の規模について考察する。

史料Bから、寢殿母屋梁行柱間寸法は8尺5寸、よって梁間は1丈7尺とされ、史料Cから母屋桁行柱間寸法は8尺とされる。史料Aに記された八尺間とは、母屋桁行柱間と見なされるだろう。史料Cによれば、節会の公卿座となった母屋西間が三間、御簾の懸けられた南面東

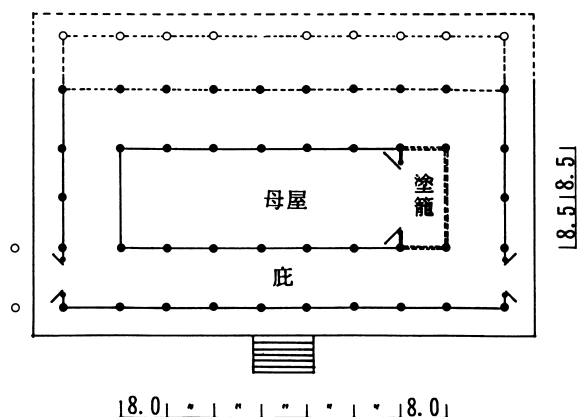


図-2 六条殿寢殿復原平面図

が四間とされる。『殿曆』同日条によれば<sup>20)</sup>、この四間は御帳の据えられる母屋中央間以東の間数と見なされるから、寝殿母屋桁行間数は七間となる。また母屋東第一間は塗籠が設けられ、西面には大妻戸を立てていた。以上の考察を基に寝殿の平面を復原すれば、[図-2]のようになる。ただし庇の梁間寸法については不明である。後述する鳥羽南殿では1丈とされ、同程度かとも考えられるが推測の域をでない。また北孫庇の存在の有無も不明である<sup>21)</sup>。

#### 1-5. 里亭皇居と六条殿

以上、柱間寸法から六条殿寝殿の規模について考察し、それが里内裏としての使用上で、支障のある規模であった事を述べた。そこで本節では、当時「里亭皇居」として用いられた他の邸宅との比較から六条殿の位置付けについて考察したい。

当時里内裏として用いられた主要な邸宅について、里内裏使用時の用法について見れば、本来天皇御所として造営され、この永久2年に焼失した大炊殿、大炊殿焼失後の御所決定で度々その候補とされた土御門殿、あるいは堀河天皇の里内裏とされた第一期堀河殿は、いずれも寝殿が南殿に、対屋が中殿に充てられている<sup>22)</sup>。このうち前二者は「如法一町家」あるいは「如法家」として知られているが、寝殿を中心に、東西いずれか一方に対屋、もう一方に対代廊を配する殿舎構成であった事が明らかにされており、堀河殿もまた同様な殿舎構成を示している。「如法一町家」は里内裏としての使用を想定した邸宅であった事が指摘されているが<sup>23)</sup>、史料Bにおいて土御門殿が「里亭皇居」とされた様に、これらの邸宅は殿舎構成や規模において、里内裏としての体裁を「如法」充足させるものだったのである。

一方、六条殿は前述した様に、寝殿以外には天皇御所

に割り当てるに適切な対屋あるいは対代といった殿舎が存在しなかった。この点で既に「里亭皇居」の条件からは逸脱していると言える。そのため里内裏使用時は、南殿（紫宸殿）と中殿（清涼殿）とを兼用して寝殿が用いられる事になる<sup>24)</sup>。例えば五節会時で見れば、寝殿は史料Cに見たように、本来南殿で行われるべき豊明節会の会場として母屋を中心に用いられると同様に、それに先行する儀式であり、本来中殿東面で行われる御前試の会場としても南庇を中心に用いられている<sup>25)</sup>。

このような寝殿の南殿中殿兼用がなされた場合、平面構成上では寝殿には夜大殿として舗設可能な塗籠が必要とされ、また殿舎規模上では南殿と中殿兼用の御帳設置可能なスペースが母屋に必要とされる。つまりこのような二つの側面から、里内裏としての条件が課せられる事になるが、六条殿寝殿は、そのどちらをも充足させるものではなかった。

また南庭の広さについて見れば、『作庭記』によれば<sup>26)</sup>、内裏としての使用を考慮に入れた住宅は、一般貴族住宅より広い南庭が設定されたようである。しかしながら前述8月11日の六条殿検分のおりに寝殿規模とともにその広さが問題となったように<sup>27)</sup>、この点でも里内裏としての条件を充足してはいなかった。

これら六条殿の実態が示すことは、少なくとも六条殿が、その計画理念として恒常的な里内裏としての使用を念頭に入れていないものであったことである。そしてそれが白河院御所の一つとして建設された事は、留意されるべき点であろう。それは里内裏時以外では機能し得た規模と見なされるのである。本稿で考察した母屋の規模、平面構成を示す寝殿は、里内裏を想定しない一流貴族住宅の一般的な姿からは、それほど隔たったものではなかったと見なされるであろう。

## 2. 鳥羽南殿

### 2-1. 鳥羽南殿の沿革

鳥羽殿については既に太田静六氏、杉山信三氏の研究があり<sup>28)</sup>、それが南殿、北殿、東殿、田中殿とそれらに対応する御堂、あるいは泉殿、馬場殿といった諸施設から構成されていた事が明らかにされている。

本章で取り上げる『玉葉』文治3年(1182)11月8日条の柱間寸法の記事は、これらの内でも最初期に造営された南殿の寝殿に関するもので、その存在については既に太田博太郎氏が言及されている<sup>29)</sup>。寝殿を中心とする南殿の殿舎構成については、太田静六氏の研究に詳しいが、昭和四十年から四十二年にかけて京都府教育委員会により行われた発掘調査で遺構が確認されており<sup>30)</sup>、殿舎構成や規模の実態把握に乏しい院政期貴族住宅において、部分的ではあれ史料に記された内容と遺構の一致が見られる貴重な例でもある。

鳥羽殿の沿革については、前出太田、杉山両氏により述べられているが、白河・鳥羽両院政以降についての言及は十分ではない。そこで本節では、『玉葉』文治3年の記事を検討する上で不可欠といえる、鳥羽上皇崩御後の鳥羽南殿の沿革を中心に整理しておきたい。

南殿の始まりは白河上皇により造営され、寛治元年(1087)2月5日に移徙となったものである。康和3年(1101)3月29日には寝殿東北の位置に証金剛院が落慶供養され、御堂御所としての体裁が整えられている<sup>31)</sup>。以後、白河・鳥羽両院政下において鳥羽殿の中心的な御所として重要な位置を占めた。寛治元年の造営以後、この両院政の間、当然屋根の葺替え等の修理は行われたと思われるが、史料に記されるところでは仁平2年(1152)3月7日に行われた鳥羽上皇六十才賀の会場とするために修理が施されたことが知られる<sup>32)</sup>。

一方、白河・鳥羽両院政下と異なり、後白河院政に入ると史料上で確認できる鳥羽殿の利用は減少する。これは保元・平治の乱が続く世情の不安定とともに、法住寺殿が後白河上皇の中心的な院御所として用いられたことがその原因とも考えられる。応保元年(1161)2月7日には北殿が焼失したが、5年後の仁安元年(1166)11月3日には再建されて上皇の移徙となっている<sup>33)</sup>。その後は、六条天皇の方違行幸時、あるいは上皇と建春門院の御幸時の御所として北殿の用いられた例が確認されるから、鳥羽殿の内ではこの新造された北殿が主に用いられ

たのかもしれない<sup>34)</sup>。

仁平2年の修理以後、後白河院政下における南殿の状態や経緯は明らかではないが、治承3年(1179)6月28日に修理を受けて完成となった事が知られる<sup>35)</sup>。この時の修理の範囲は明確ではない。鳥羽院政後は放置され荒廃していたためか、あるいは寛治元年の建造後90年を過ぎて殿舎が痛んできたためかによるものであろうが、大規模には至らなかったようである。しかし文治元年(1185)7月9日に京都一帯を襲った地震により多大な被害を受けて建物が傾き、使用に耐えない状態となった<sup>36)</sup>。そのため修造が加えられ文治3年2月2日に完成となっている。

この文治3年の修造について『玉葉』同日条には「此日、院渡御鳥羽南殿、修造之後、始所渡御也、但御幸儀密々也、更非移徙礼…件御所修造、被宛諸国、寝殿已下屋四宇伊予国所課也」と記され、修造は寝殿以外の殿舎にも及んだ事が分かる。調度等も新調されて様子は一新したようであるが<sup>37)</sup>、伊予一国で寝殿以下4棟を担当しており、御幸は密々で移徙の儀も行われなかったとされるから、少なくとも寝殿に関しては、建替えに至る大規模な変更は行われなかったらしい。そして後述する『玉葉』の記事も、この修理後の状態を示すものとなる。なおこの後、後鳥羽院政下では、建仁元年(1201)4月に修理が加えられ、建永元年(1206)8月3日には小御所が新築されている<sup>38)</sup>。

以上、造営、修造の経緯を中心に鳥羽南殿の沿革について、整理してきた。鳥羽南殿は数次の修造を受けながら後白河院政に至っている。しかしながら基本的には白河上皇の寛治元年の新造以来、引き続き使用され続けてきた住宅であると言える。以下において、『玉葉』に記された柱間寸法の記事を中心に、その他の文献史料、発掘史料をも参照しながら、鳥羽南殿の寝殿規模について検討したい。

### 2-2. 寝殿の平面構成と『玉葉』の柱間寸法

『玉葉』文治3年(1182)11月8日条にはこの南殿寝殿の柱間寸法について言及する。南殿寝殿の平面構成については、太田静六氏の研究にもあげられる『兵範記』仁平2年(1152)3月6日条所収の指図[図-3]、及び当日条の記事に詳しい。これは翌7日に行われた鳥羽上

皇六十才賀の饗宴舗設を記したもので、寝殿を始めとして西対代、透渡殿といった南殿の殿舎を示す。これによれば、寝殿は五間四面、東と北に又庇を付加した平面構成で、母屋には塗籠は無い。また寝殿・西対代廊を中心とする殿舎配置に見られるように、西面を主体とする殿舎構成である。

前節で述べたように、南殿はこれ以降、治承3年と文治3年の2度にわたって修造がなされている。そのため、『兵範記』に示す仁平2年時の殿舎平面を、後述する文治3年11月8日の時点まで下って適応できるかは確定できない。しかしながら『玉葉』同日条によれば、寝殿の他に天皇の休所となった西対代、それより南へ伸びる中門廊、寝殿西南角（南庇西端）と西対代とを結ぶ透渡殿、寝殿西北より西へ伸びる二棟廊といった殿舎が確認されるから、仁平2年時と同様な殿舎構成を示す。また朝観行幸の儀式は、仁平2年3月8日時の御賀後宴同様に西面を礼とする空間構成で行われている。前述のように治承3年と文治3年の修造では建替えに至る大規模な変更は行われなかったとすると、『玉葉』に記された柱間寸法も変更がなされなかったものと見なされ、白河上皇造営の時点にまで遡る可能性が高いと言える。

『玉葉』文治3年（1182）11月8日条の記事は、後鳥羽天皇が後白河上皇の御所とされた南殿へ朝観行幸を

行った時のものである。柱間寸法が記述されたのは、朝観行幸に当って、当時摂政であった兼実が、南庇の天皇御座の上へ帛裕を敷いた時の儀式次第についての記事である。『玉葉』には以下のように記する。

「経西南庇、跪御座西辺、置帛裕於御座上、引展之、先西端畳下押入、南北狭クテ不足畳一寸許也、仍不能押入、中程まで及て引展天更起、経御座南（庇一丈間也、御座又広クテ其路甚狭、然而依有小障、猶経此路更立簀子、依無便宜也）、跪御座東頭、引展帛裕又押入、東妻如初敷了、」

これによれば御座の西に跪して帛裕を広げた兼実が、更に帛裕を敷き広げるために御座南を通して東側へ回るに当り、庇が一丈間である上に御座が広がったので、一旦南簀子まで降りなければならなかったという。つまり柱間寸法の不足と、それと不釣合な御座寸法の大きさにより、本来の経路となるべき御座南の庇部分が「其路甚狭」状態となったのである。このような内容から、「庇一丈間」と記された柱間寸法は、寝殿南庇の梁間寸法を示していると見なされるだろう。

なお、柱間寸法に差異をつけて描く前出『兵範記』仁平2年3月6日条所収の指図が、平面構成のみならず一定スケールでの柱間寸法の相違をも表現しているとの前提に立って、検討を加えてみる<sup>39)</sup>。南庇梁間寸法を文治

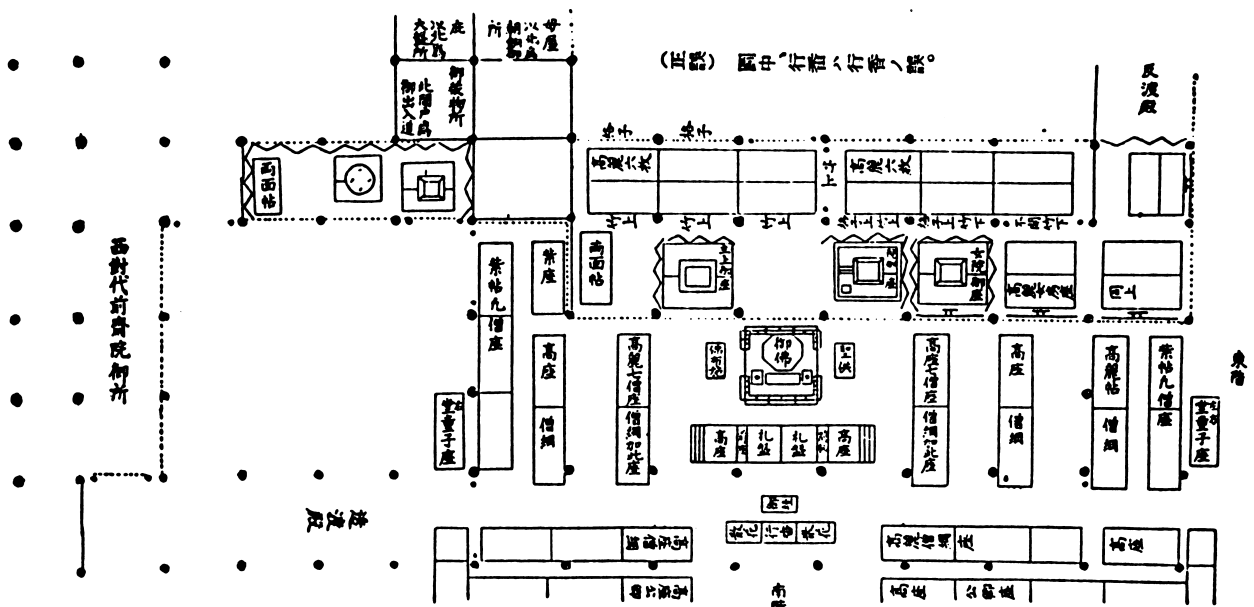


図-3 『兵範記』仁平2年3月6日条所収指図（史料大成本による）

3年時点と同じく1丈（10尺）として、この柱間寸法を基準にその他の柱間寸法を見れば、母屋は梁間17尺、桁行9尺、北孫庇梁間9尺弱、東孫庇10尺強といった値を得る<sup>40)</sup>。あくまでも推定の域を出ないが、この寸法が発掘結果と矛盾しない点は注目される。[図-4]

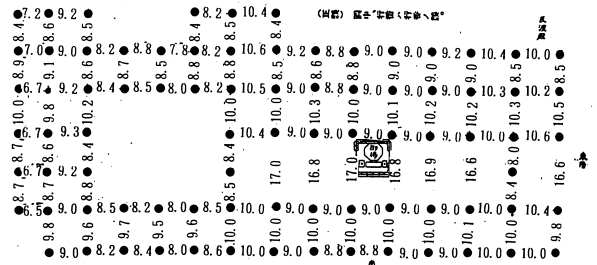


図-4 『兵範記』所収指図の柱間寸法計測値

### 2-3. 発掘資料に見る柱間寸法

南殿地域の発掘調査は京都府教育委員会により行われ、既に『概報1965』、『概報1966』、『概報1967』に報告されている。その結果、主要な部分として調査域の東北方から西南に向けて、3棟の遺構としてまとめられており、それらは史料の記述に合わせて、東北方から証金剛院、小寝殿、寝殿と推定されている[図-5]。概報ではこれらの遺構の殿舎規模についても推定しているが、遺構の

残存状況が必ずしも良好とは言えず、なお検討の余地を残している。本節では前節にのべた柱間寸法の記事や指図を参照しながら、これらの調査結果について再検討を加え、南殿の柱間寸法の資料に加えたい<sup>41)</sup>。

#### A) 推定証金剛院（『概報1965』）

鳥羽南殿のうち最初に発掘された遺構で、西半部を中心に柱あるいは縁束礎石の根石が確認され、これにより

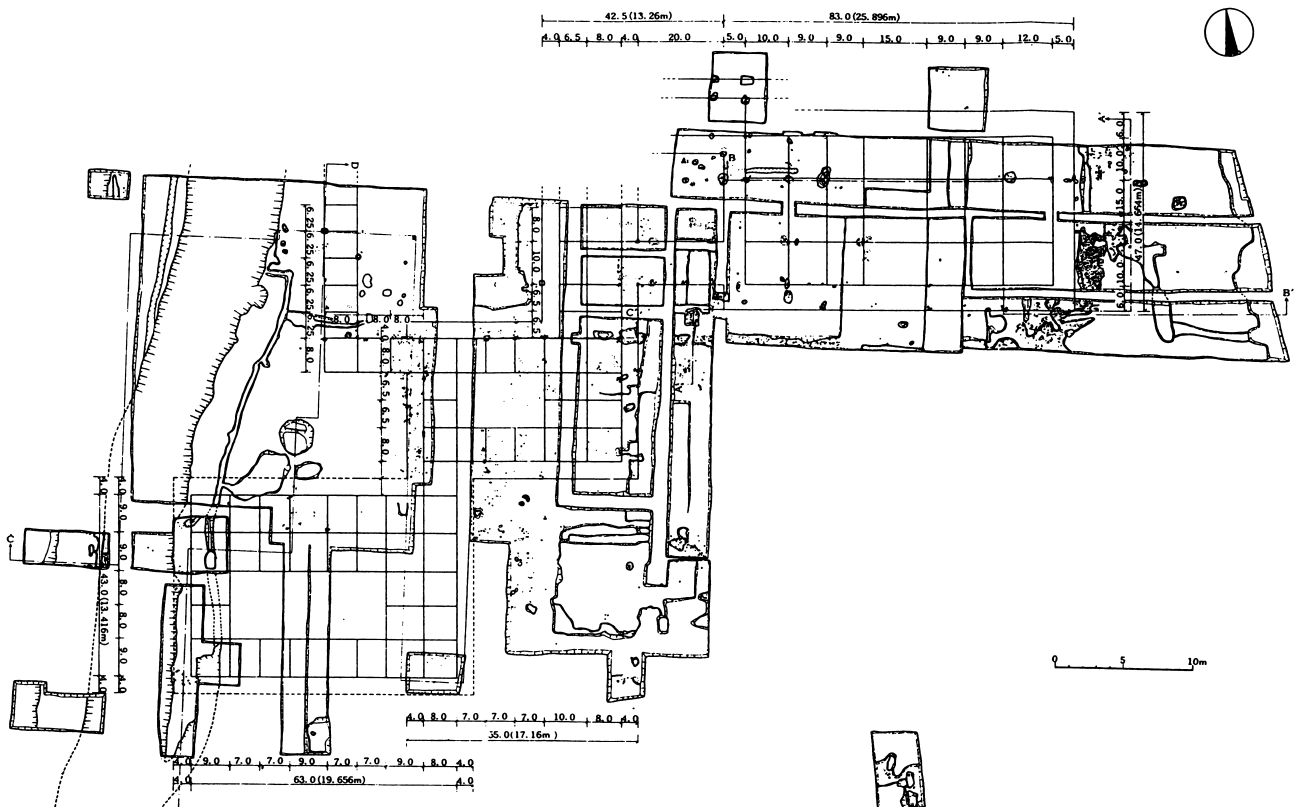


図-5 推定鳥羽南殿発掘遺構図（『概報1967』による）



建物規模の過半が推定されている。『概報1965』では、桁行の柱間寸法を東より10+9+9+15+9+9+12尺（単位尺は0.312m、以下同じ）とし、梁行の柱間寸法を10+15+10尺とする。平面は五間四面となり、母屋中央間のみ広い特異な構成となるが、御堂として建造されたためと推定されている。また縁東の礎石及び根石から、東西面には5尺、南北面には6尺の簀子縁が回っていたとされる。

この推定証金剛院の遺構で、残存状況の良い西半部に注目すると、母屋は梁間15尺、桁行柱間9尺、庇は南北西面は10尺、東面のみ12尺といった値を得る。なおこの建物西北角には梁間9尺、桁行8尺の卯西廊と推定される建物の存在が知られる<sup>42)</sup>。[図-6]

B) 推定小寝殿（『概報1966』）

この遺構は史料に記された位置関係から小寝殿と推定されている<sup>43)</sup>。西半部を中心に礎石及び根石が残存し、建物規模の過半が推定される。『概報1966』では桁行の柱

間寸法を東より8+10+7+7+7+8尺とし、梁行の柱間寸法を8+6.5+6.5+8尺とする。

このうち東半部については、建物東南角に推定する柱を始めとして建物東方の柱位置の大部分が不明である。遺構の状態を考慮に入れると、東半18尺の柱間を建物桁行寸法とするには疑問が残り、桁行方向を推定する資料に欠ける<sup>44)</sup>。一方北半部西寄りについては根石位置から梁行寸法や桁行寸法が推定され、母屋、庇といった平面構成が推定できる。この西半部の柱間寸法に注目すれば、母屋は梁間13尺、桁行柱間7尺、庇は梁間8尺という値を得る。[図-7]

C) 推定寝殿（『概報1967』）

推定小寝殿の西南に発見された遺構で、寝殿と推定されている。『概報1967』では桁行の柱間寸法を8+9+7+7+9+7+7+9尺とし、梁行の柱間寸法を北より9+9+8+8+9尺と推定するが、庇梁間寸法が前出史料の値と異なる。前2例に比べて確認された根石は

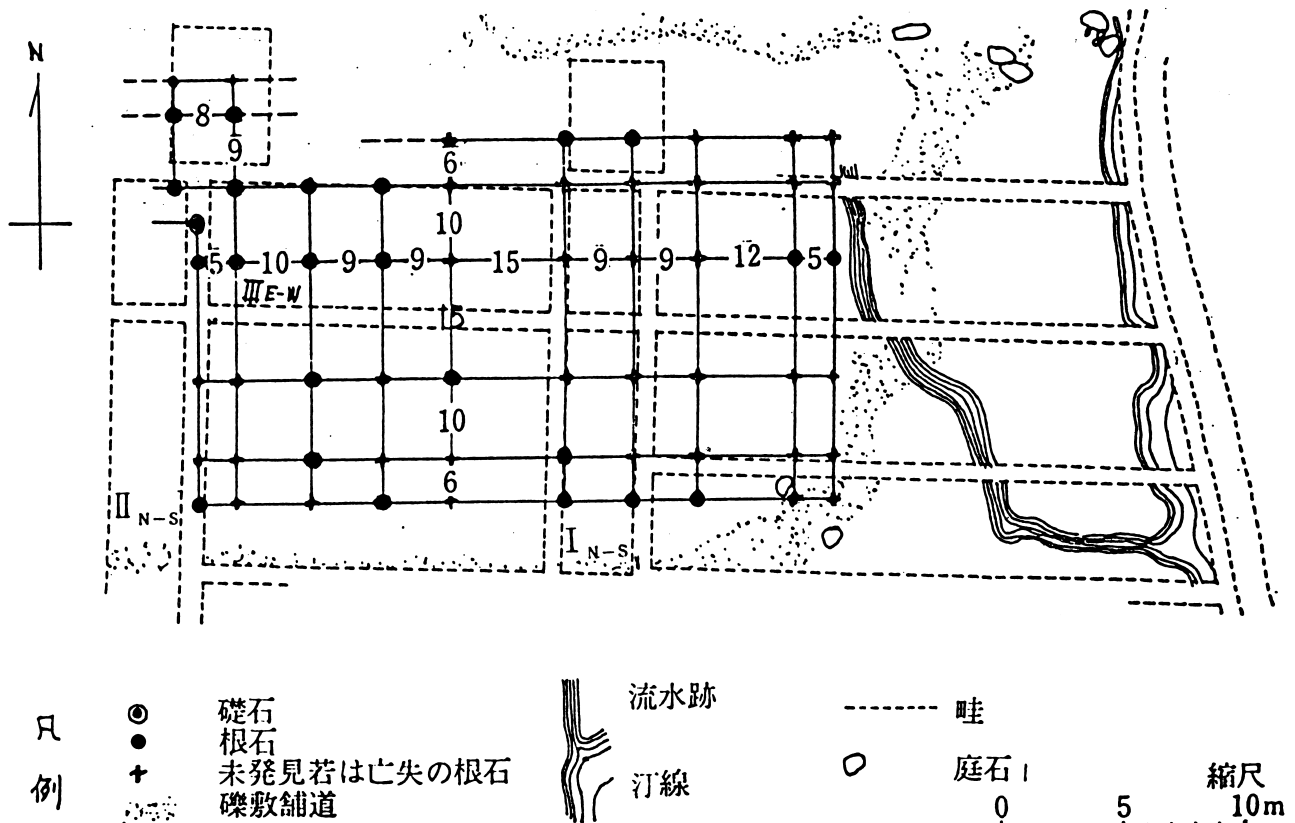


図-6 推定証金剛院遺構柱間寸法関係図（『概報1965』による）

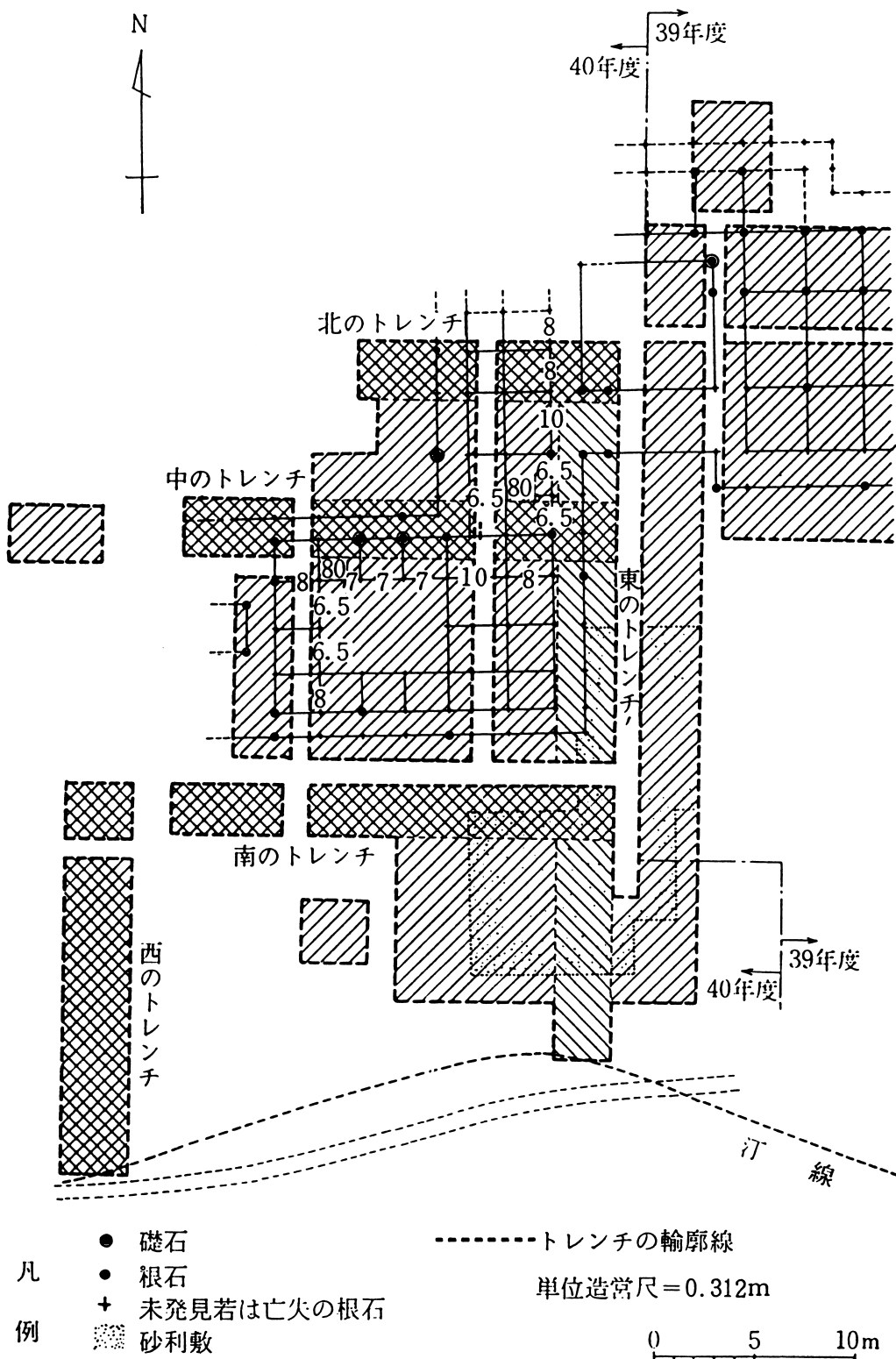


図-7 推定小寝殿遺構柱間寸法関係図 (『概報1966』による)

わずか4か所であり、殿舎規模を把握する資料に欠ける。また前2例に見られたような凝灰岩の縁束礎石や根石も見られず建物位置を決定する事も困難である。概報は推定小寝殿の西庇をそのまま寝殿の東端とするが、前出『兵範記』の記事により小寝殿と寝殿との間は反渡殿によって繋がっていたとされるから、太田静六氏も指摘されたように<sup>45)</sup>、概報に推定された小寝殿と寝殿との位置関係についても問題を残す。

以上のようになお検討の余地を残す遺構であるが、概報で寝殿中央間北孫庇に比定する3か所の根石に注目すれば、東西柱間は9尺、南北柱間は8~9尺程度といった値を得る<sup>46)</sup>。殿舎位置が確定されないため検討の余地を残すが、これら北孫庇に比定された根石より南西に検出されて寝殿西南角と推定された根石の位置が、史料に記された梁間寸法10尺とした場合に整合する点は注目される<sup>47)</sup>。[図-8]

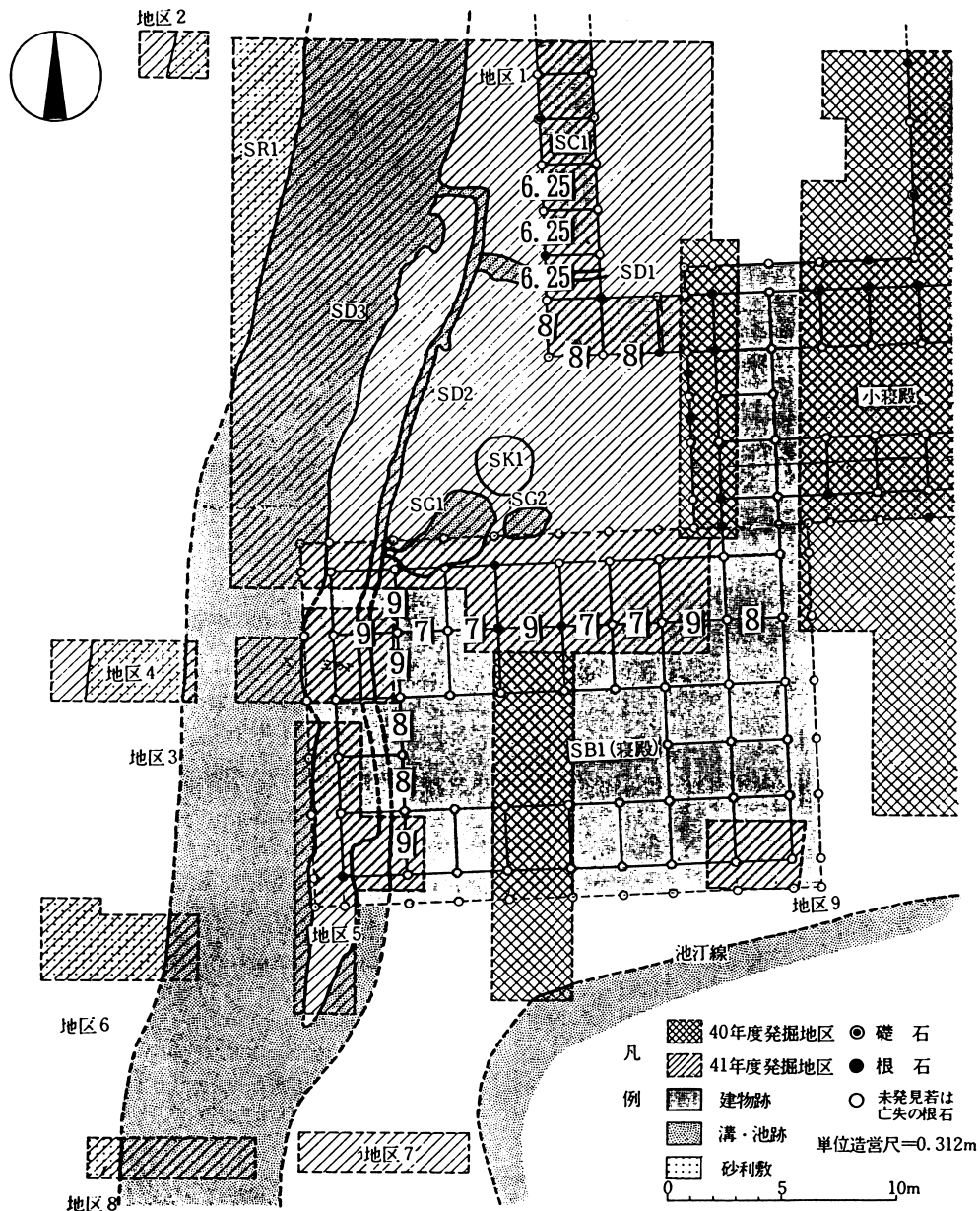


図-8 推定寝殿遺構柱間寸法関係図 (『概報1967』による)

#### D) 推定田中殿寢殿

この他に鳥羽殿の中で柱間寸法を得るものとして田中殿に推定された遺構が知られる<sup>48)</sup>。中心となる遺構は東西桁行9間の規模を持ち、寢殿に推定されている。前述した南殿の遺構が整地面に礎石を据え付ける形式であるのに対して、礎を敷いて基壇地業を施す点で大きく異なっている<sup>49)</sup>。

遺構実測図が示すように遺構は主として北判部に止まっているため、梁間方向の規模、特に第3間より南については推定に止まり、建物規模の推定に至らない。しかしながら多くの根石が残存し、前述した南殿とは異なり柱間寸法の確定が可能である。その結果、母屋桁行柱間寸法が8尺、梁間寸法が7尺二間で計14尺、東庇部分の遺構から庇梁間が9尺といった値を得る。[図-9]

#### 2-4. 鳥羽南殿寢殿の規模

以上、『玉葉』の記事、『兵範記』所収指図、発掘資料の検討をもとに南殿寢殿の殿舎規模についての考察を行ってきた。南殿および田中殿の発掘資料をもとに見てきた柱間寸法をまとめれば、母屋寸法では推定小寢殿が梁間13尺、桁行7尺、推定田中殿寢殿が梁間14尺、桁行8尺、推定証金剛院が梁間15尺、桁行9尺となる。また

庇梁間寸法は推定小寢殿が7尺、推定田中殿寢殿が9尺、推定証金剛院が10尺となる。推定南殿寢殿は、史料に記された10尺とは矛盾しない。また北孫庇と推定される部分で8~9尺となる。南殿寢殿は資料が少なく確定されない部分が多いが、推定田中殿寢殿や推定証金剛院と、大きくは隔たっていなかったとみなされるだろう。

以上の結果、南殿寢殿の母屋の梁間は少なくとも推定証金剛院の15尺と同程度あるいはそれ以上と想定され、『兵範記』所収指図による推定を採れば17尺となる。また桁行は『概報1967』によれば9尺と想定され、庇梁間は『玉葉』に記された10尺と見なして良いだろう。

これら寢殿の柱間諸寸法は、『概報1966』に記された推定小寢殿の遺構に見られる柱間寸法よりは一回り大きい値を示す。よって考察した寢殿の諸寸法は狭小とは見なせない。むしろ一般的な寸法であったと見なすのが妥当であろう。

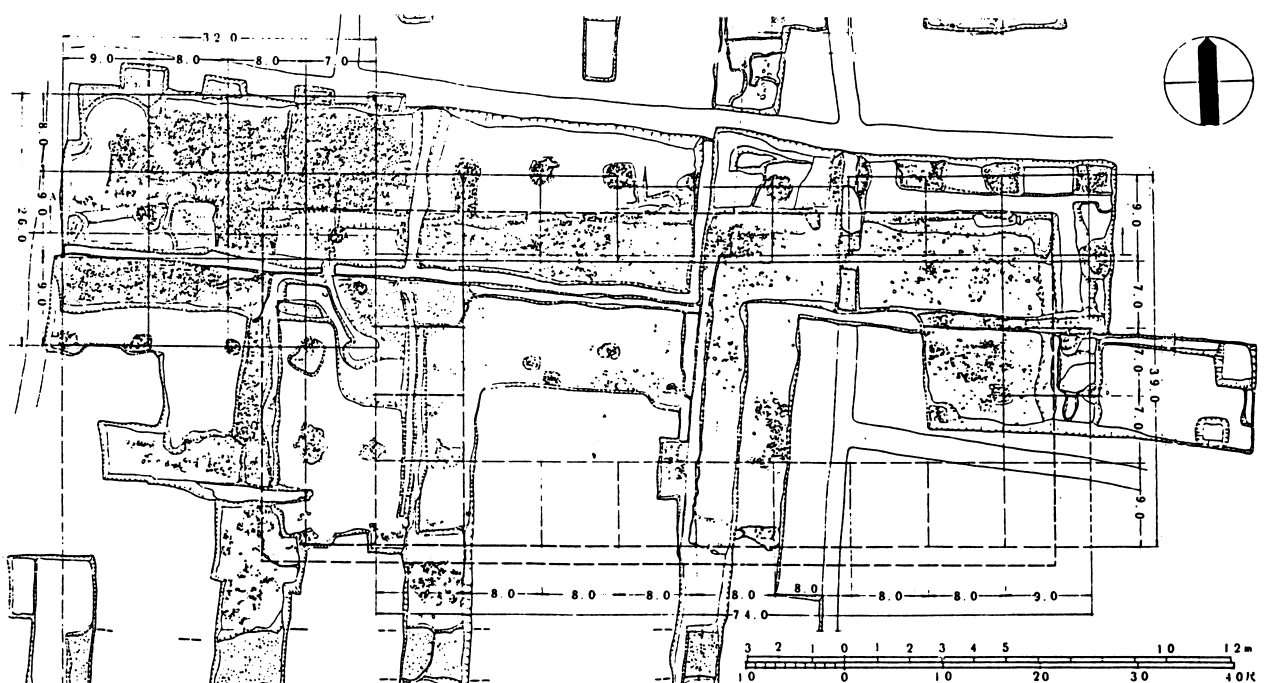


図-9 推定田中殿寢殿発掘遺構図 (註48杉山氏前掲書による)

### 3. 考察

#### 3-1. 六条殿・鳥羽南殿の位置付けと殿舎規模

以上、白河上皇の六条殿、鳥羽南殿の寝殿について、文献史料を中心に柱間寸法と殿舎規模についての検討を行ってきた。

六条殿の場合で明らかになった里内裏とされるための条件は、殿舎構成、塗籠の有無を含む寝殿の平面構成、平面規模、南庭の広さなど多岐にわたっている。これらはいずれも里内裏として用いられた場合の舗設、儀式の再現性を念頭に置いたものであった。この里内裏としての儀式の施行における「如法」再現性を有する規模、殿舎構成を持ち得たものが「里亭皇居」であり、それはこれ以外の住宅とは一線を画すものとして位置付けられていたのである。

そして史料に寝殿母屋の柱間寸法が記述されたのは内裏で行われる年中行事において、天皇の儀式として最優先される豊明節会に関するものであった。六条殿の場合、寝殿の規模は、この儀式を行う上で「如形」行い得るものではあったが、「如法」満足させるものではなかった。考察で明らかとなった梁間17尺、桁行8尺といった柱間寸法は、そのままでは遵守されるべき先例の舗設の一部変更が求められる、儀式施行の可否までの検討を要する値だった<sup>50)</sup>。言葉を変えれば、寝殿母屋寸法は、里内裏とされるに当って舗設される殿舎の性格、展開される儀式空間を決定づける重要な意味を持った寸法であった。そして六条殿は恒常的な里内裏とするには多くの問題を残していたのである。

一方、白河上皇の洛外御所として造営された鳥羽南殿は、庭園や多くの御堂を伴う鳥羽殿全体の構成に見られるように、洛中御所とは異なる性格付けがなされていたとも見なされる。しかしながら寝殿を中心に西対代廊と二棟廊を配する南殿は、洛中御所に匹敵した殿舎構成を示す。白河・鳥羽両院政において、中心的な洛外御所として用いられており、天皇の行幸も度々受ける重要な位置付けがなされる御所であったと見なされる。

史料に見られたこの鳥羽南殿に関する柱間寸法の記述は、朝観行幸時のものである。そこで問題となったのは庇梁間寸法であった。文治3年の例にも見られたように、朝観行幸において、母屋に出御した上皇に対して、拝礼する天皇の座が設けられるのが寝殿庇空間である。そこはまさに朝観行幸における主たる儀式空間であった。そ

のためその儀式の舗設、儀式の施行を左右する庇梁間寸法が問題となり、史料での言及となった。朝観行幸が円滑に行われるような殿舎規模を、鳥羽南殿の寝殿は有していなかったのである。

#### 3-2. 院政期における儀式と殿舎規模の実態

文献史料における柱間寸法の記述は、六条殿は里内裏使用時、鳥羽南殿は朝観行幸時とその目的は異なるものの、いずれも儀式を行う上での舗設に問題を生じた場合のものである。それは儀式に必要とされる場の広さに支障を来すものであり、つまりは儀式上での殿舎規模の不足を物語るものだった。

すべての生活が先例を守ることを基本とし、日常生活における価値基準そのものが先例に求められた当時において、生活空間としての住宅の殿舎規模に求められたものは、儀式の空間的な再現性であった。つまり、いかに過不足なく儀式を行い得るかであったと言える。そのような社会において、儀式上での殿舎規模の不足は、当時の貴族にとっては深刻な問題であったと言える。その結果柱間寸法が史料に記されたのである。

従来の研究では、このような儀式上での殿舎規模の不足といった側面をとらえて、それは当時の貴族住宅が、それ以前より殿舎規模が縮小した結果であると見なしてきた。しかし殿舎構成や規模が儀式に対応していないという状況から、それがそのまま殿舎規模縮小の結果によるものとするのは早計なのではなからうか。六条殿や鳥羽南殿において見られた、里内裏使用、朝観行幸といった状況や儀式の院政期における位置付けを考えてみる必要があるだろう。

摂関政治期も11世紀に入ると、本来の皇居である大内裏が顧みられなくなり、里内裏が常体化する<sup>51)</sup>。それにより里内裏として常用される「里亭皇居」が整備された。「里亭皇居」の中には「内裏躰」とされた土御門烏丸内裏のように、大内裏の構成に準じたものから<sup>52)</sup>、「凡人躰」とされた大炊殿のようにあくまでも寝殿と対屋からなる貴族住宅の構成を持つものまで存在した<sup>53)</sup>。そしてそれらは殿舎規模を含めて、基本的に内裏の儀式に対応したものであった。

「里亭皇居」の恒常化が進めば、一方では当然の事ながら、院御所を含むその他の貴族住宅は、里内裏として

の使用を想定する必要が無く、以前と同じくその用途に合わせた殿舎構成、規模を保ったと見なされる。結果として里内裏の常体化は、用途の差異による貴族住宅の分化を招き、それに合わせた殿舎構成、規模の分化をもたらしたと考えられよう。大内裏の構成に準じた里内裏の例として、文保元年（1317）4月19日移徙の二条富小路内裏の場合で見れば、賢聖障子の幅が1丈2尺であったから<sup>54)</sup>、紫宸殿の母屋桁行柱間寸法はそれ以上であったことになる。鎌倉時代末期に至っても、いわば「内裏躰」を示すものは、はるかに大きな柱間寸法だったのである。一方で、六条殿の寝殿に見た8尺という寸法も、鳥羽殿の発掘史料が物語っているように必ずしも特殊な寸法ではなかった。これらの事実、まさに用途の差異による貴族住宅の規模分化を物語っていると言える。

一般貴族住宅の場合、その造営意図からみて里内裏としての利用には対応できない。それが儀式上での殿舎規模の不足として現れた。六条殿の場合は、そのような里内裏としての規模を必要としない一般貴族住宅が、禁忌による「里亭皇居」の使用不能という状況下で使用された特殊な例であり、むしろ一般貴族住宅の殿舎規模の実態を示したものと見なされるのである。

一方では院政の恒常化という新たな社会的展開を迎えて、それに対応する儀式の整備が求められた。それがなされたのは白河上皇治世下のことである<sup>55)</sup>。儀式の整備は、次にそれに対応した儀式空間を創出し、それが建築空間として反映されることになる。儀式の整備が未だ完成していなかった院政初期の白河院政下では、儀式に対応すべき建築的な変更が、どの程度なされていたのかは疑問であろう。

『年中行事絵巻』にその様子が描かれるように、院政期において、天皇が「治天の君」たる上皇への拝礼を行なう朝観行幸は、まさに国家的な意味付けがなされる行事であったと言え、それが後に院政期の行事として常体化される。鳥羽南殿の場合、白河上皇の院政開始直後に建設された規模が踏襲されていたとすれば、このような位置付けがなされた朝観行幸が、既に想定されていたとは考えにくい。むしろ儀式上での殿舎規模の不足とされた寝殿庇の梁間寸法は、朝観行幸が建築的に反映される

以前の状況であった院政期初頭の院御所、ひいては貴族住宅の実態を物語るものと言える。

以上見たように、史料での柱間寸法の記述は、変わり行く社会的状況に、変貌を迫られる住空間の問題意識を示しているのである。そして明らかになった殿舎規模は、むしろ当時のリアルな貴族住宅の現状を示すものと言えよう。それは必ずしも貴族住宅衰退による殿舎規模縮小の結果とはみなされないのである。

### 3-3. 柱間寸法と殿舎規模

最後に、以上六条殿と鳥羽南殿の柱間寸法に関する本稿の考察をもとに、白河院御所における寝殿の殿舎規模を整理すると共に、従来の復元的研究の問題点について言及したい。

六条殿の寝殿は、七間四面の構成で、母屋桁行柱間が8尺であった。庇梁間を鳥羽殿と同じ10尺とすれば、総桁行寸法は76尺となる。一方、鳥羽南殿五間四面の構成であるが、庇梁間を10尺、母屋桁行柱間を発掘史料で得られた9尺、東孫庇梁間を『兵範記』所収指図の検討により得られた10尺とすれば、総桁行寸法は75尺となる。つまり母屋間数の相違にもかかわらずその規模はほぼ等しくなる。

六条殿が、里内裏時にその規模において問題になったように、単に柱間数のみでは、殿舎規模は比較できないと言え、柱間寸法との関係から導かれる実際の広さそのものが殿舎規模を把握する上で重要となってくると言えよう。後の例となるが、五条東洞院亭が高倉天皇の里内裏とされた時、中宮御所として建てられた五間四面屋が、柱間数は多いものの、柱間寸法の不足により清涼殿として舗設できなかった点は、このような殿舎規模の実態を考える上で、示唆に富む事例と言える<sup>56)</sup>。

この点で従来の復元的研究は、文献史料によるという限界があったとはいえ殿舎の柱間数のみに注目していた点は否めない。今後は、むしろ柱間寸法も貴族住宅の住空間の復原の上では重要な問題となってくると考えられるのである。

註記

- 1) まとまった研究としては太田静六：『寝殿造の研究』吉川弘文館1981、川本重雄：『寝殿造の研究』私家版1982、が上げられる。
- 2) 時代的に確定できるまとまった発掘事例としては鳥羽殿についての一連の成果がある。
- 3) 太田博太郎：「書院造」（『日本住宅史の研究 日本建築史論集II』所収）pp162～165。本稿で取り上げた六条殿と鳥羽殿、五条東洞院殿、大内裏宜陽殿、冷泉万里小路殿、閑院殿、近衛殿、大炊御門殿について言及されている。
- 4) 註1) 前掲書。第五章第六節において五条東洞院殿、大炊御門殿、六条堀川殿について、第六第三節において藤原定家の京極殿について言及されている。
- 5) 註1) 前掲書第四章第九節。平山育男：「白河院御所について」『建築史学』第16号、1991.3。同氏：「鳥羽天皇御所について」『建築史学』第18号1992.3
- 6) 川本氏前掲書pp385～400ではこの位置を小六条殿とし、西六条殿は六条坊門小路北とする。
- 7) 翌長治元年4月に堀川殿が再建され、堀河天皇は、同年12月に堀川殿へ移る。
- 8) 大炊御門北東洞院東に位置する。註5)の研究では第二期大炊殿とされる。
- 9) 『中右記』同日条。8日までの当面の御所としては六条殿が候補とされたが、方角が差障りありとして、当時院御所であった藤原長実宅の大炊御門万里小路殿（大炊御門南万里小路西角の四分の一町を占める）が用いられた。またそれに合わせて翌4日に上皇は源中納言能俊亭へ移った。
- 10) 『中右記』同日条。
- 11) 『中右記』同日条。
- 12) 『中右記』永久2年8月11日条。
- 13) 太田静六氏前掲書第四章第六節により、堀河殿は五間四面の寝殿を中心に、西面に対屋を配置する殿舎構成であることが明らかにされている。六条殿では、永久2年8月8日の遷行時には北門が用いられており（『中右記』同日条）、また鳥丸面東門が用いられた永久2年11月14日の石清水八幡行幸（『中右記』同日条）は、『殿暦』同日条には「儀如常」とされる。使用する門は一定していないようだが、節会の寝殿の舗設は、西面を礼とする空間秩序であったと見なされる。
- 14) この検分では、同様に問題となった南庭の広さについても、実際に寸法を計って検討がなされ、節会の舞台の設置には、南池の上に仮設の板敷きを施す必要ありとされた。そして『中右記』同日条に「凡如形可供節会御装束歟、但御所猶依見苦」と記されるように、いずれも形式的な体裁を整えるに止まるものであった。案として上がった土御門殿や大内裏遷行については、陰陽師からいずれも方忌により差障りありとされた。また、大内裏は「依大破爲修理」と記されるから、そのままの使用には耐えない状態であったようである。
- 15) 『殿暦』11月21日条「今日節会也、依御物忌無出御、此里亭極無便宜、南殿極狭、今日不立御帳、是依御物忌垂御簾故也」。物忌は、10月1日の堀河天皇中宮の篤子内親王崩御によるものである。
- 16) 『類從雜要抄』卷四。本文では浜床寸法について、基準とされている方八尺の御帳は八尺一寸六分、后宮御料とされる九尺御帳は九尺一寸六分とする。なお康平3年8月11日の、後冷泉天皇の新造高陽院遷幸時の例として「高陽院御帳三基内、南殿御帳方一丈…浜床方一丈三寸（四脚造之）、…清涼殿并夜大臣御帳方九尺、…浜床方九尺三寸…凡今度御帳三基也、大内裏御帷大略如此云々」と記する。この時の御帳寸法は、細部は除き、大内裏の御帳に準じたものであったとされ、これにより大内裏の紫宸殿、清涼殿昼御座、夜大殿の3か所に設置された御帳それぞれの寸法についても明かとなる。
- 17) 『禁秘抄』には母屋御帳周囲の舗設について「獅子狛犬 在帳前南北、左獅子 平敷 …三尺几帳御座北柱内立（斜立之）」と記する。
- 18) 『禁秘抄』には、夜大殿の舗設については「御帳同清涼殿（東枕）、豊御座敷也、…御帳四角有灯楼、又帳西南敷豊爲女房座」と記する。
- 19) 平山育男氏は「如法一町之家 三条鳥丸殿」日本建築学会会計画系論文報告集第422号、1991.4.において、この記事が大炊殿焼失後の仮御所とされた大炊御門万里小路殿についての記述とするが、前後の記述に明らかのように、里内裏とされる六条殿についての

記事である。

- 20) 註15) 参照。
- 21) 後述する鳥羽南殿を始めとして、同時代の多くの寝殿に北孫庇の存在が知られる。
- 22) 大炊殿と土御門殿の殿舎構成と里内裏時の使用形態については、川本重雄：「寝殿造の典型像とその成立をめぐる(上)」日本建築学会論文報告集第316号、1982.6.による。また堀河殿については註13) 太田氏前掲書による。嘉保元年(1094)10月24日に焼失したこの第1期堀河殿の寝殿には紫宸殿同様に塗籠が無い。
- 23) 平山育男：「如一町家 大炊殿」日本建築学会計画系論文報告集第407号、1990.1、および註19) 論文。
- 24) 南殿の例として『殿暦』永久2年11月5日条に「使・上卿参八省、暫後御拝儀、尋常儀於南殿有此事、而此亭南殿・清涼殿相兼、仍上廂御簾(自本上)」と記する伊勢奉幣公卿勅使参入の儀が、清涼殿の例として『中右記』同年12月14日条に「此六条皇居南殿中殿相兼、仍以南殿南庇供除目御装束」と記する除目の儀がある。
- 25) 『中右記』永久2年11月19日条裏書「此六条殿寝殿爲南殿中殿也、仍南面庇有御前試」
- 26) 「南庭ををく事は階隠の外のはしらより池の汀にいたるまで六七丈若内裏儀式ならは八九丈にもおよふへし拝礼事用意あるべきゆへ也…堂社などには四五丈も難あるへからず」
- 27) 註14) 参照。
- 28) 太田静六：『寝殿造の研究』吉川弘文館1987、第四章第八節pp443~474、杉山信三：『院家建築の研究』吉川弘文館1981、第一編第五章pp194~207.に沿革が述べられている。
- 29) 太田博太郎氏前掲書p162。太田氏は「鳥羽殿寝殿」とのみ記するが、『玉葉』同日条に「於鳥羽南殿、有朝觀之礼」と記するように鳥羽殿のうちでも南殿についての記事である。
- 30) 京都府教育委員会：『埋蔵文化財発掘調査概報』1965、同1966、同1967。以下『概報1965』『概報1966』『概報1967』と記する。
- 31) この証金剛院の造営時に、当然のことながら御堂との取り合い部分などの工事は行われたことになる。
- 32) 『兵範記』仁平2年(1152)3月6日条「鳥羽御所南北東西所々修補、併如新造」。なお当日条の記事によれば、御所のみならず、関白の直廬とされた上総守資賢朝臣宿所を始めとする貴族の宿所も修造、あるいは新造された。
- 33) 焼失については『園太暦』による。また新造移徙については『兵範記』同日条による。
- 34) 確認される後白河上皇の鳥羽殿使用の初例は、天皇時代の保元3年(1160)4月26日から5月3日までである(『兵範記』による)。仁安元年の北殿完成以降治承3年の南殿修理まででは以下の例が確認される(『山槐記』『兵範記』『玉葉』による)。
  - ア) 仁安2・4・23：六条天皇方違行幸(北殿)
  - イ) 仁安2・8・3：上皇御幸(成菩提院念仏)
  - ウ) 嘉応2・3・20：上皇、建春門院御幸(北殿)
  - エ) 承安元・10・22：上皇御幸
  - オ) 承安2・7・1：上皇御幸
  - カ) 承安3・7・2：上皇御幸
  - キ) 安元元・9・1：上皇御幸(成菩提院念仏)
  - ク) 治承2・10・25~27：上皇御幸これらのうち、使用した御所が明確なのはア)ウ)に見る北殿の2例である。しかし、オ)カ)は鳥羽院の忌日に当たるから、安楽寿院への御幸と考えられ、イ)キ)は成菩提院念仏であり、いずれも近傍である北殿使用の可能性が高い。
- 35) 『玉葉』同日条「入夜、渡御鳥羽南殿、加修之後、所渡御也」
- 36) 文治2年正月7日の後鳥羽天皇方違行幸での南殿の使用に際し、『玉葉』文治2年正月7日当日条には「此日、白馬節会、并御方違行幸也、…子刻行幸鳥羽、鷄鳴還御…鳥羽御所(南殿)、破壊頽危、凡非言語之所及、雖片時、不足爲皇居、」[( )括弧内は割註を示す。以下同じ]と記され、同年5月21日の方違行幸は『玉葉』20日条に「而於鳥羽者、地震之後頽危殊甚、雖片時有事危云々」と記されるように、使用が避けられた。建物の傾斜を生じる程、地震の被害が甚大であった事が知られる。
- 37) 『玉葉』同月3日条「兼雅卿示送内府許云、寝殿作事



已下、御服御調度等事、花麗無双之由、再三有叡感云々」

38) この後鳥羽上皇造営の鳥羽殿については、註1) 太田静六氏前掲書、第六章第二節に詳しい。

39) 京都市文化観光局：『増補改訂鳥羽離宮跡』1984、p37.ではこの指図の柱間寸法について言及し、「この図は母屋6間四面庇北に孫庇という柱間である。その間は同寸法である。想定した遺構は桁行8間梁行のもので、母屋は5間で四面に庇があり、北と東に孫庇のとりつくもので、各間寸法は不同で、母屋中央間広く両脇二間宛がせまく庇は広く四面に付く。『兵範記』の図は決して実測図ではない概念図であるから両者の間に差はあろう。」と記する。

しかしながら『兵範記』所収指図が実測図であるか概念図であるかはともかく、少なくとも柱間は同寸法では描かれておらず、母屋柱間寸法を等しく描くなど大きな歪みも見られない。むしろ本文中でも述べたように、母屋桁行柱間を中央のみ9尺、その他を7尺とする『概報1967』の値には問題を残している。

40) 検討を行った下図は、史料大成本に掲載されたものを使用した。南庇南階間の西面梁間を10尺として、指図に記されたその他の柱間寸法について見れば、[図-4]のようになる。この結果を見る限り、多少のばらつきや歪みは見られるものの母屋、庇部分の違いなど、かなり正確に平面構成や柱間寸法の相違を表現しているものと見なされよう。そしてその値が、発掘調査やその他の例に示す柱間寸法の実態とかなり類似した値を示している。なお同日条に「方七尺」と記されている帳台は、この比例では7尺5寸となる。やや間延びした結果となり柱間寸法との関係が問題となるが、畳寸法にもばらつきが見られ、調度に関しては描かれた縮尺がどこまで正確であるかは疑問である。

41) この発掘遺構実測図の実物は、残念ながら現在検討できる状態にない。本稿では『概報1966』及び『概報1967』に掲載された実測図および遺構写真を基に検討を行っている。実測図の縮尺は『概報1966』では約1/320、『概報1967』では約1/385となっている。そのためあくまでもこの縮尺で判読可能な範囲

での検討である。また概報によれば、検出された根石は多くて数個、少ないところでは1個といった状態である。

42) 検出された遺構は、東西一間のみであるが、南北両面に縁束の存在を示す礎石あるいは根石が発見されており、卯西廊と見なされている。

43) 『兵範記』仁平2年3月9日条には、天皇が乗船する経路について「九日、主上、於鳥羽殿御乗船…天皇引直衣、経反渡殿并小寝殿南面於釣殿、召御船」と記する。

44) 概報では東半部東北角の柱根石を建物の東端と見なし、西隣の柱までの18尺を西から10尺+8尺と解釈するが、建築構成と整合性のある西半分の寸法に対して明らかに不規則な結果となる。小寝殿母屋桁行を三間と見なし、東北角の柱根石は小寝殿東北に続く廊状の建物の東南角部分を示すとする解釈も成り立つ。

45) 太田静六氏前掲書p469。池汀線が南際に迫っており、推定建物を南へ移動させることはできない。『兵範記』によれば、寝殿南庭は儀式的場として用いられており、より西方に寝殿は存在したと見なすのが妥当かもしれない。しかし寝殿より西には透渡殿を介して対代が存在しており、鳥羽作道との関係が問題となる。また概報によれば、寝殿の推定範囲の西に一部重なって南北の大溝が検出されており、この大溝と他の遺構との関係が課題として残る。

46) 概報では9尺として捨うが、南柱筋を1尺程北に上げる余地を残す。

47) 『概報1967』で推定された柱間寸法では、L型に3か所残る根石の南西柱より南へ34尺、西へ23尺の位置を寝殿南庇の西南角と推定するが、散乱する根石は、それより2尺前後西南へ偏っている。この位置を寝殿西南角とはせず、単に南庇南面の柱筋として桁行を9尺とした場合、概報では9尺とする北孫庇梁間を8尺、庇梁間寸法を10尺、母屋梁間を16尺程度と考えればむしろ遺構と一致する結果となる。

48) 杉山信三：『院の御所と御堂—院家建築の研究—』奈良国立文化財研究所学報第十一冊1962.3、pp143～147.これらでは寝殿と推定する建物を梁間三間として復原するが、管見の限りでは梁間三間の住宅建築

は、内裏紫宸殿を除いて史料上は確認されず、推定された規模については問題を残す。

- 49) このような地業の相違から見れば、この遺構を概報が推定するように田中殿寝殿と確定するには至らない。しかしながらまた南殿の遺構が、どこまでの残存状況を示すかも問題を残している。
- 50) このような社会的状況、儀式の場としての殿舎諸条件の変化に伴ない変様を余儀無くされる儀式形態について、「便宜」といった概念をもって対処しようとしていた当時の貴族の意識について言及したものに、丸山茂：『玉葉』寿永二年にみる装束に対する「便宜」の意識について」日本建築学会大会学術講演梗概集1983. がある。
- 51) 造営当初から里内裏が意図された邸宅の早い例としては一条天皇の一条院が知られるが、基本的に里内裏が常体化するのは後朱雀天皇〔在位1036~1045〕以降である。
- 52) 「内裏躰」「凡人躰」については、平山育男：「如法一町之家 大炊殿 如法一町之家の研究 その1」日本建築学会計画系論文報告集第407号、1990.1. に詳しい。土御門烏丸内裏については、川本重雄：「土御門烏丸内裏の復原的研究」日本建築学会論文報告集第335号、1984.1. がある。大内裏が存在しながら、大内裏に準じた「内裏躰」で造営された土御門烏丸内裏の造営は、「凡人躰」形式の里内裏と大内裏存在の必要性の消失を招いた事が、平山育男：「如法一町之家 三条烏丸殿 如法一町之家の研究 その2」日本建築学会計画系論文報告集第422号、1991.4. により指摘されているが、またその後続く同様な「内裏躰」形式の里内裏発生の先駆けとなった。
- 53) 註52) 前掲平山論文によれば、皇居としての本所は大内裏であり、大内裏が存在している時の里内裏は、「凡人躰」を採用するべきと確認されていた。
- 54) 『花園天皇宸記』文保元年4月23日条「賢聖障子広一丈二尺、并所々絹障子布障子、殿上筵等不統事、先規専不聞、一向今度入道相国命案云々」。賢聖障子の幅が一丈二尺であるから、紫宸殿の柱間寸法は、それに柱径を加えた値となる。なおこれによれば、一丈二尺という値は必ずしも内裏の先例には合致してはいなかったようである。
- 55) 『野槐服筋抄』 「御幸 院八幡御幸下藹隨身騎馬事、建保六年十月十一日、…自院被仰云、八幡御幸、院御隨身、下藹騎馬前行保延例也…其以前依無例、以関白家例、被計行也、…被答申云、其儀可然歟、凡院中例、白河院御時、被定行也、是皆以関白家之例被潤色也」
- 56) 『山槐記』治承4年2月17日条には、讓位の当日の東宮御所決定の議論において「然者兼可令渡替中宮御所之處、間数雖多（五間四面屋也、但母屋一丈四尺、庇張八尺）、立御帳并獅子形、御後無路」と記される。なおこの五条東洞院亭の柱間寸法については後稿としたい。